

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和5事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	令和6年度においては、年度目標に定められた業務について、年度目標に沿った事業計画が順調に達成され、農林水産大臣による令和5年度の総合評価が「B」評価であったこと等を踏まえ、評価結果に基づく役員の解任等を行わなかった。
----------	--

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	令和6年度においては、年度目標に定められた業務について、年度目標に沿った事業計画が順調に達成され、農林水産大臣による令和5年度の総合評価が「B」であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。 (参照：令和6年度分 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（法人番号 5030005001226）の役職員の報酬・給与等について)
----------	--

3. 法人の運営、予算への反映について ＜令和5年事業年度評価＞

評価項目	令和5事業年度評価における主な指摘事項	令和6及び令和7年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○ 立入検査業務は、法律に基づく業務であり、立入検査における収去品の試験結果報告が標準処理期間内に終了しなかったことは重大な問題である。既に法人において再発防止策として立入検査等の実施に関する規定の改正、進捗管理のグループウェアの改良を実施しているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様のミスが起こらないように対策を行うこと。 (参照：令和5年度評価書P30〈主務大臣評価〉欄)	【令和6年度】 ○ 農政局による立入検査収去品の試験結果報告が標準処理期間内に終了しなかった件については、グループウェア改良による進捗管理のダブルチェックを継続し、農政局の立入検査日と農政局への結果回報日を毎月末に突合しており、同様のミスは発生していない。 (参照：令和6年度評価書P27-28〈業務実績〉欄)

		【令和 7 年度】 ○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）第 57 条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果について、立入検査等を実施した月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品（飼料安全法第 56 条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果について、収去を実施した月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣又は地方農政局長に報告する。 なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。 （参照：令和 7 年度事業計画 P 4-5）
業務運営の効率化に関する事項	○ 一者応札・応募等の改善状況について、改善の余地があると考えられる契約が確認されている。一者応札・応募等低減に向け、次のような改善方策に取組み、競争性の確保に努める必要がある。	【令和 6 年度】 ○ 一者応札・応募の改善に資するため、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保、調達要求の集約化、ホ

	・地方発送のコストを考慮し、契約を履行場所（地域）ごとに分割 ・需給状況の調査分析を踏まえた購入計画 ・仕様書の見直し （参照：令和５年度評価書P73-74〈主務大臣評価〉欄）	ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘に加えて、配送コストを配慮し契約を履行場所（地域）ごとに分割することを検討したり、改めて仕様書を見直したりするなど改善に取り組んだ。一者応札・応募となった件数（28件）のうち「4. その他参考情報」の記載を満たすことができなかった契約は2件あった。 これら2件の契約についても、詳細に原因を検証し、改善に努めることとしている。 なお、一者応札・応募となった契約については、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方策について審議及びフォローアップを行った結果、当該委員会における意見の具申や勧告はなく、当該委員会の概要をホームページで公表した。 また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。 （参照：令和６年度評価書P75-76〈業務実績〉欄） 【令和７年度】 ○ 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。
--	---	--

		(参照：令和 7 年度事業計画 P 13)
その他業務運営に関する重要事項	○ 個人情報の漏えいが 2 件発生したことは問題である。今回の事案は、令和 4 年度に発生した 2 件の情報漏えい事案とは性質が異なるものであり、既に法人において再発防止策として、次の取組を実施している。 (ア) メール誤送信事案 ・メールを送信する際には共用アドレスを使用し、メール送信前にドラフトに一旦保管したメール案を複数名で確認する。等 (イ) 受領書類の遺失事案 ・提供される情報は原則、電子ファイルとし、タブレットに保存して調査を実施する。等 さらに、再発防止策の有効性を検証するため、管理者によるフォローアップを行っているが、今後は同様の事例が起こらないように引き続き対策を徹底すること。 (参照：令和 5 年度評価書 P 88－90〈主務大臣評価〉欄)	【令和 6 年度】 ○ 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の目的等について、e-ラーニング及び研修資料を用いた自己学習により周知徹底した。 なお、令和 6 年度において、個人情報に係る情報漏洩事案が 2 件発生したことから、農林水産省関係部局に報告した。概要については次のとおり。 PDF ファイルの誤作成による個人情報の誤送信、出張中のバッグ紛失事案が発生 (ア) 業者 A 社に返信する PDF ファイルに、同時作業中であった業者 B 社に返信する PDF ファイルを誤って結合し、結果、A 社に対し B 社の担当者の所属及び氏名等が記載された PDF ファイルを送信した事案が発生した。 (イ) 出張中の電車において、網棚に課の出張用 PC、出張資料（前回の議事録等）、名刺及び職員の通行証が入ったバッグを置いていたところ、過度な混雑のため車外にはじき出されたことによるバッグの紛失事案が発生した。ただし、翌日にはバッグの中身はすべて揃った状態で発見、回収した。 (主な再発防止策)

		(ア) PDF ファイルの誤作成による個人情報の誤送信 ・ 事業者には施行文送付以外でPDF 送付などを行っている作業の洗い出しを行い、接受の返信については鑑のページのみとするよう課内に指示した。 ・ メール申請に対して、印刷、接受印を押し、そのスキャンを返信するサービスを令和6 年8 月より原則廃止（ただし、紙書類による申請で、接受印を押した副本の返送を求められた場合の対応は従前のとおり）した。 (イ) バッグ紛失事案 ・ 出張等によって個人情報を含む業務に関連する書類、PC 等を外部へ持ち出す場合は、肌身離さず持ち歩くよう全職員に対して周知徹底を図った。 さらに再発防止策の有効性を検証するため、管理者によるフォローアップを行った。 （参照：令和 6 年度評価書 P 90－92〈業務実績〉欄） 【令和 7 年度】 ○ 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律（平成 2 1 年法律第 6 6 号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に基づき、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。 （参照：令和 7 年度事業計画 P 15）
--	--	---